

令和3年3月12日

労働保険事務組合委託組合員（会員）各位

労働保険事務組合
宮城県歯科医師会

労働保険事務組合事務手続き変更のお知らせとお願いについて

日頃より労働保険事務組合手続きについてご協力いただき厚く御礼申し上げます。令和2年11月に行われました宮城労働局による監査の結果、本事務組合の事務手続きの一部を変更させていただくことになりました。これまでも本事務組合は労働基準法、雇用保険法その他労働関係法令に基づき、委託組合員（会員）のご協力の下、雇用保険被保険者に関する適正な事務処理を行って参りましたが、被保険者資格喪失時（退職）の離職証明書交付事務については、より高い信頼性が求められるようになりました。本事務組合にて保有する個人情報保護の徹底を図り、事務処理に不必要な情報は収集しない安全管理体制が求められています。来年度（令和3年4月1日）より変更になる事務手続きは、以下のとおりとなります。

1. 労働保険事務組合への支払賃金等報告方法

個人情報の適切な取り扱い、安全管理体制確立の観点から、これまで各診療所様式のままご報告いただいております「賃金台帳」の取り扱いを改め、添付の新様式「労働保険賃金支払報告書」でのご報告をお願いいたします。

2. 賃金報告に期日を設けました。

今後は毎月10日までに新様式「労働保険賃金支払報告書」を労働保険事務組合へご提出願います。報告内容は貴院スタッフの個人情報を含みますので、ご報告（提出）は同封の封筒をご使用いただき、郵送でのご提出をお願いいたします。「労働保険賃金支払報告書」は、労働保険事務組合が行う労働保険料算定の基礎資料及び雇用保険被保険者の離職証明書等記載資料のみに使用し、適切に保管、廃棄いたします。

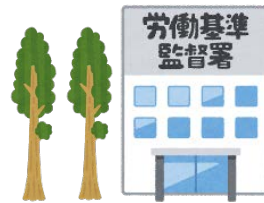
3. 各種届出様式の更新

労働保険事務組合への各種届出様式・記載方法を変更いたします。月次（毎月10日まで）で賃金報告をいただくため、雇用保険被保険者資格喪失時（退職）の離職証明書発行の際には、原則として賃金の台帳提出は不要です。

詳細は、宮城県歯科医師会ホームページ内の労働保険事務組合WEBページをご参照ください。

労働保険事務組合は、社会保険労務士と嘱託契約を結び、委託組合員（会員）の労働保険事務手続きを適正に処理して参りますので、今後ともご理解とご協力をお願いいたします。

事務組合委託会員のみなさまへ



賃金報告方法や各種届出様式が変更になります。

1. 賃金報告が定型の様式になり、提出期日を設けました

記入様式:送付している労働保険賃金支払報告書

(HPからエクセルデータ、PDFデータをダウンロード可能)

提出方法:送付している返信用封筒にてご郵送ください。

期 日:毎月10日まで

2. 雇用保険被保険者資格取得届、喪失届の様式が変更になり、必要書類も変更になりました

雇用保険被保険者資格取得届

- ・雇用保険被保険者番号が不明の際、履歴書写しの提出が不要となりました。(取得届に新卒もしくは前勤務先名を記載されている場合)

雇用保険被保険者資格喪失届

- ・賃金締日から退職日までの賃金台帳の添付が不要になりました。
以下の条件を満たしている場合のみに限ります。
 - ・毎月の賃金報告が漏れなく提出されている。
 - ・喪失届に賃金総額・欠勤控除日数・休業手当の金額、日数を記載されている。
- ・出勤簿またはタイムカードの提出が退職月から**13か月分**必要となりました。

3. 氏名変更通知の発行が中止となりました

これまでは氏名変更の都度、ハローワークへの申請を行っておりましたが、氏名変更のみでの申請ができなくなりました。今まで通り事務組合にて変更届を受理いたしますが、変更通知は届きませんのでご了承下さい。

詳しくは事務組合HP、同封のお知らせとお願いをご覧ください。



労働保険事務組合
宮城県歯科医師会

